

御注意

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

甲府市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地		〒																			
年 月 日提出			フリガナ																					
			氏名又は名称																					
			代表者の職氏名印		㊞																			
			個人番号又は法人番号																					
給与所得者					(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日																
受給者番号(整理番号)	フリガナ				円	月から	月から	..																
	氏 名	〔旧姓〕																						
生 年 月 日	年 月 日																							
個 人 番 号																								
1 月 1 日現在の住所																								
給与の支払を受けなくなった後の住所																								

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円
		.	円	
異 動 者 印		.	円	

死亡で、相続人が判明している場合は記載してください

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※処理事項					
特別徴収義務者指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の所属課、係名並び氏名並びに電話番号	課・係				
	氏名				
	電話	(内線)			
異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額		
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) (月 日納期分)		控 除 社 会 保 険 料 額		円
	3. 普通徴収(理由)				円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者				
2 (普C)	毎月の給与が少なく、税額が引けない				
3 (普D)	給与の支払期間が不定期(例：給与の支払いが毎月ではない)				
4 (普E)	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)				

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)				連絡先の所属課、係名及び氏名並びに電話番号	課・係			新しい勤務先では <u>月割額 円を</u> <u>月分</u> から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	
受給者番号(整理番号)					氏 名				
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒				電 話	(内線)			
フリガナ									
氏 名 又 は 名 称									
代表者の職氏名印			㊞						

【提出先】 〒400—8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所 市民税課

5 4 電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記載してください。

3 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所を記載し、一月一日現在の住所に課税地のある場合には、一括徴収することが義務づけられています。